

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例

平成30年3月29日

条例第18条

(趣旨)

第1条 この条例は、介護福祉士の養成及び市内の介護等の業務を行う事業所(以下「市内事業所」という。)への就業促進を図るため、将来本市において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、介護福祉士養成奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。

2 この条例において「学校等」とは、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

3 この条例において「介護等の業務」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護サービスを行う事業所で規則に定めるもの及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設において行われる利用者への介護、支援等の業務(病院等医療機関において行われるものを除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第28条に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所支援を行う事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務(病院等医療機関において行われるものを除く。)
- (3) 前2号に規定する事業所と同等であると市長が認める事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務

(奨学金の貸与)

第3条 市長は、学校等に在学する者であつて、学校等を卒業後、本市において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、規則で定める額の奨学金を無利息で貸与することができる。

2 奨学金を貸与する期間は、2年以内の期間とする。

(返還の免除)

第4条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に法第39条に規定する介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、引き続き3年間(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)介護福祉士として介護等の業務に従事した場合

(2) 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に法第39条に規定する介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、介護福祉士として介護等の業務に従事していた者が3年未満の期間で離職した場合であって、離職後90日以内に他の市内事業所に正規の職員として採用され、離職前の市内事業所で従事していた期間と合算して3年間(離職していた期間を除く。)介護福祉士として介護等の業務に従事した場合。ただし、この場合における離職は、1回に限るものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 奨学金の貸与を受けた者が、死亡し、又は障害により貸与を受けた奨学金を返還することが困難となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例（平成30年京丹後市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(介護サービス事業所)

第3条 条例第2条第3項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる介護サービスを行う事業所とする。

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (3) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (4) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (6) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (7) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (8) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (10) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (11) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- (12) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (13) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(貸与額)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める額は、月額5万円以内とする。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人（奨学金の貸与を受けようとする者が未成年の場合にあっては、2人）を立て、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士養成奨学金申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 在学証明書

(貸与の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

(貸与の方法)

第7条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの奨学金を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与を受けようとするときは、市長が指定する日までに、請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 学校等を退学したとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月から復学した日の属する月の分までの奨学金の貸与を停止するものとする。

3 市長は、前2項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止したときは、その旨を当該取り消し、又は停止した者に通知する。

4 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、介護福祉士養成奨学金辞退届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(返還)

第9条 奨学生（奨学金の貸与を受けた者を含む。以下次条、第11条及び第14条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長が別に定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間（第11条第1項第2号の規定により返還が猶予された場合は、当該猶予された期間を除く。）に相当する期間内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき（条例第4条第2項第1号に該当する場合を除く。）。

(2) 学校等を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに介護福祉士試験に合格しなかったとき。

(3) 第11条第1項第1号の規定に該当しなくなったとき。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、介護福祉士養成奨学金借用証書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 学校等を卒業したとき。

(2) 第8条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

(3) 前条第3号の規定に該当するに至ったとき。

(返還の猶予)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 条例第4条第1項各号に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする奨学生は、介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書（様式第5号）に申請事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合にあっては、毎年、その事実を証する書類の提出をもって奨学金の返還の猶予の申請があったものとみなす。

3 市長は、奨学金の返還を猶予する決定をしたときは、その旨を奨学生に通知する。

（返還の免除）

第12条 条例第4条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、介護福祉士養成奨学金返還免除申請書（様式第6号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、奨学金の返還を免除する決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

3 条例第4条第2項第2号に掲げる特別の事由は、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

（遅延利息）

第13条 奨学金を返還すべき者は、正当な理由がなく奨学金の返還期日までに奨学金を返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から奨学金が返還された日までの日数に応じ、当該未返還奨学金の額に年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、365日当たりの割合とする。

（異動の届出）

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 学校等を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 介護福祉士登録証の交付を受けたとき。

(4) 奨学金の貸与を辞退するとき。

(5) 本市において介護福祉士として介護等の業務に従事することとなったとき、又は従事している市内事業所を変更することとなったとき。

(6) 氏名又は住所を変更したとき。

(7) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号。以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第3項の規定による特別の事由があるものとして奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から市内事業所において介護等の業務に従事する者が、5年経過日（改正法附則第6条の2第1項に規定する5年経過日をいう。以下同じ。）までの間に介護福祉士試験に合格し、かつ、当該事業所において5年経過日までの間継続して介護等の業務に従事したとき（条例第4条第1項の規定により返還を免除される場合を除く。）。
- (2) 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年経過日までの間継続して市内事業所において介護等の業務に従事する者が、改正法附則第6条の3の規定に該当するに至ったとき。

年 月 日

京丹後市長 様

申請者氏名 印

(法定代理人氏名 印)

介護福祉士養成奨学金申請書

介護福祉士養成奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日(満 歳)		
現住所	〒 -		電話番号 携帯電話 E-mail	- - -	- - -	
その他の連絡先	〒 -		電話番号 携帯電話 E-mail	- - -	- - -	
申請者の区分	学校等	名称			入学日 (予定日)	年 月 日
		所在地				
		学部学科名等				
		卒業予定年月	年 月卒業見込み			
	貸与月額	円(千円単位) ※上限5万円				
	貸与希望期間	年 月から 年 月まで(月間)				
貸与希望総額	円(月額×希望月数)					
連帯保証人	ふりがな 氏名		申請者との続柄		職業	
	住所	〒 -		電話番号 携帯電話 E-mail	- - -	- - -
	勤務先					
連帯保証人	ふりがな 氏名		申請者との続柄		職業	
	住所	〒 -		電話番号 携帯電話 E-mail	- - -	- - -
	勤務先					

(注) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯のものとすること。

特約事項

(遅延利息)

第1条 奨学金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく奨学金の返還を行わなかったときは、当該奨学金の返還を行うべき日の翌日から奨学金の返還の日までの期間の日数に応じ、奨学金の返還を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく奨学生の市に対する一切の債務について奨学生と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 奨学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに、市長に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(変更届の提出)

第3条 奨学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、速やかに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 奨学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、奨学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は奨学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、奨学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 奨学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 奨学金以外の奨学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 奨学生が年賦償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 奨学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 奨学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例及び京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、同条例、同規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするについても併せて同意します。

年	月	日	申請者	氏名	印
年	月	日	連帯保証人	氏名	印
年	月	日	連帯保証人	氏名	印

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例に基づき奨学金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定を遵守するとともに、学校等卒業後は、京丹後市内の介護等の業務を行う事業所において介護福祉士として介護の業務に従事することを誓約します。

京丹後市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

法定代理人 住所

氏名

印

上記の者が京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して奨学金返還の責を負い、かつ、届出その他の義務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

（注1） 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

（注2） 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

年 月 日

京丹後市長 様

貸与決定者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

介護福祉士養成奨学金辞退届

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与を辞退しますので、次のとおり届出ます。

決定番号	第 号
学校等の名称・学年	
学校等の所在地	
貸与決定期間	年 月から 年 月まで
辞退期日	年 月 日
受領奨学金	年 月分まで 円
理由	

年 月 日

京丹後市長 様

奨学生	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

介護福祉士養成奨学金借用証書

京丹後市介護福祉士養成奨学金として、下記のとおり借用しました。

記

1 借用金額 円

2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注1） 奨学生が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

（注2） 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

年 月 日

京丹後市長 様

奨学生 住所
氏名 印

介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書

京丹後市介護福祉士養成奨学金の返還の猶予を次のとおり申請します。

決定番号	第 号
猶予を受けようとする額（借用金額）	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日
猶予の申請理由	
猶予期間において介護等の業務に従事する福祉施設等	所在地 施設名

（注） 申請理由を証明する書類を添付すること。

年 月 日

京丹後市長 様

奨学生	住所 氏名 電話番号	印
法定代理人	住所 氏名 電話番号	印
連帯保証人	住所 氏名 電話番号	印
連帯保証人	住所 氏名 電話番号	印

介護福祉士養成奨学金返還免除申請書

京丹後市介護福祉士養成奨学金の返還の免除を次のとおり申請します。

決定番号	第 号
免除を受けようとする額 (貸与金額)	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日
免除の申請理由	
貸与期間終了後の勤務先	所在地 施設名

(注) 申請理由を証明する書類を添付すること。